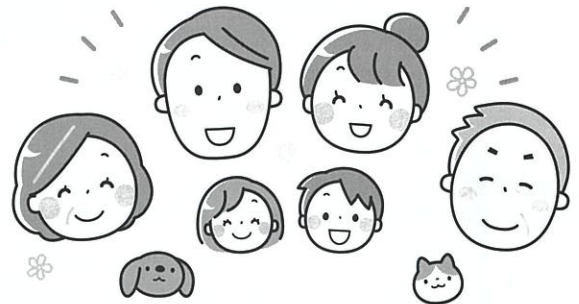
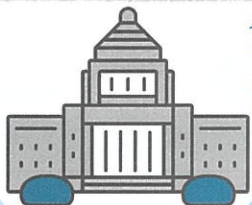


子ども・子育て支援金制度がスタートします

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。令和8年4月分から、健康保険料・介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金の徴収が始まります。



国



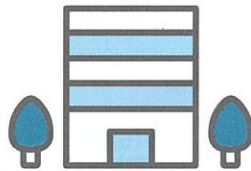
令和8年度の支援金率は0.23%です

国に代わって加入者のみなさまから支援金を集め、国に納めます

事業主・被保険者



健康保険組合



支援金を納める

健保組合の保険料とあわせて支援金を納める

集めた支援金は、国による少子化対策や子育て支援に使われます。

- ・ 児童手当をより手厚く
- ・ 妊婦さんの経済的支援
- ・ 育休手当の給付率アップ
- ・ 時短勤務時の収入減カバー
- ・ こども誰でも通園制度
- ・ 自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除

令和8年4月分保険料
=5月納付分から徴収します*

子ども・子育て支援金

※任意継続被保険者の方は、4月保険料（納付期限：4月10日）から徴収します。【前納分の納付期限は3月31日です】

誰がどのくらい負担するの？

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、事業主とすべての被保険者が負担の対象です。
- ▶ 支援金の金額は、下記の計算で決まります。
毎月の支援金 月給（標準報酬月額）×支援金率
賞与にかかる支援金 賞与（標準賞与額）×支援金率
- ▶ 支援金率は令和8年度（0.23%）から令和10年度（0.4%程度）にかけて段階的に上がり、令和10年度を最大規模としています。右肩上がりが増えることはありません。

※令和10年度の0.4%は、健康保険組合連合会の試算による支援金率です。

【被保険者一人あたりの負担額(令和8年度)】

例 月給（標準報酬月額）38万円の場合の月額

$$38\text{万円} \times 0.23\% = 874\text{円/月}$$

事業主と被保険者で折半

事業主 437円

被保険者 437円

- 任意継続被保険者の方は、事業主負担がないため、全額自己負担となります。
- 産休中や育休中の方は、子ども・子育て支援金の徴収は免除されます。
- 海外赴任中の被保険者の方も、支援金負担の対象です。

子ども・子育て支援金制度について詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

